

# (写)

長門市告示第 85 号

令和 6 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 28 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 6 年 6 月 7 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

## 議案

第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 2 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 5 号 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 7 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

第 8 号 長門市地域包括支援センターの運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

第 10 号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

## 報告

第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 2 号 令和 5 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 3 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第5号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和6年6月

長門市議会定例会

議案

## 目 次

### 議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 第 5 号 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 長門市地域包括支援センターの運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第 10 号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

### 報告

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号 令和 5 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 3 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について
- 第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

## 議案第 4 号

長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例、市長その他の執行機関及び議会の規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）並びに山口県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年山口県条例第 2 号）により市が処理することとされた事務について規定する山口県の条例及び山口県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（地方公営企業の管理者としての権限を行う場合を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会若しくはこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 市が指定した指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載

することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
  - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
  - 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
別表第 1(第 2 条関係)					別表第 1(第 2 条関係)				
(略)					(略)				
種別	(略)				種別	(略)			
	(略)					(略)			
農林施設使用料	名称	室名	区分	冷暖房使用料(円)	農林施設使用料	名称	室名	区分	冷暖房使用料(円)
	油谷河原農業研修所	<u>多目的</u> <u>ホール</u>	<u>1 時間</u> <u>につき</u>	<u>200</u>		油谷河原農業研修所	(新設)		
(略)					(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 7 日 提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 小規模保育事業</p> <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> <p>(職員)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15</u> 人につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> <p>(職員)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 小規模保育事業</p> <p>第 2 節 小規模保育事業 A 型</p> <p>(職員)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20</u> 人につき 1 人</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 節 小規模保育事業 B 型</p> <p>(職員)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

### 第5章 事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

### 第5章 事業所内保育事業

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例（平成 26 年長門市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 3 章 運営に関する基準 (指定介護予防支援の業務の委託) 第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 3 章 運営に関する基準 (指定介護予防支援の業務の委託) 第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ (2) に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



ア・イ (略)

ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第 140 条の 68

第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

(2) 前号の規定にかかわらず、地域

包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未滿ごとに前号のアからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前号のアからウまでに掲げる者のうちから 2 人とする。

(3) 第 1 号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
-----------------------	--------

ア・イ (略)

ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生

省令第 36 号）第 140 条の 68

第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

(新設)

(2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ (2) に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
-----------------------	--------

おおむね 1,000 人 未満	第1号のアからウまでに 掲げる者のうちから 1 人 又は 2 人	おおむね 1,000 人 未満	前号のアからウまでに掲 げる者のうちから 1 人又 は 2 人
おおむね 1,000 人 以上 2,00 0 人未満	第1号のアからウまでに 掲げる者のうちから 2 人 (うち 1 人は専らその職 務に従事する常勤の職員 とする。)	おおむね 1,000 人 以上 2,00 0 人未満	前号のアからウまでに掲 げる者のうちから 2 人 (うち 1 人は専らその職 務に従事する常勤の職員 とする。)
おおむね 2,000 人 以上 3,00 0 人未満	専らその職務に従事する 常勤の第1号のアに掲げ る者 1 人及び専らその職 務に従事する常勤の同号 のイ又はウに掲げる者の いずれか 1 人	おおむね 2,000 人 以上 3,00 0 人未満	専らその職務に従事する 常勤の前号のアに掲げる 者 1 人及び専らその職務 に従事する常勤の同号の イ又はウに掲げる者のい ずれか 1 人

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 9 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

### 記

#### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所 山口市滝町 1 番 1 号

氏名 山口県

#### 2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 253,000 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

#### 3 損害賠償の額 253,000 円

#### 4 発生の原因となる事実

令和 6 年 4 月 25 日午後 3 時 40 分頃、職員が三隅支所敷地内において、草刈機を用いて庁舎周辺の除草作業を行っていたところ、庁舎外壁に山口県が設置している震度計設備の通信ケーブル及び樹脂製電線管を誤って切断し、物的損害を与えたもの

議案第 10 号

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

令和 6 年 12 月 2 日から山口県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年指令平 18 市町第 1192 号)の一部を下記のとおり変更することに関して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

山口県後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年指令平 18 市町第 1192 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

報告第 1 号

令和 5 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について  
令和 5 年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る  
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22  
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	油谷地区小さな拠点づくり推進事業	169,300,000	75,766,000	80,000		70,800,000	1,148,517	3,737,483
	徴税费	定額減税に係る住民税システム改修事業	3,558,000	3,558,000		3,558,000			
	戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応事業	8,858,000	8,858,000		8,070,000		788,000	
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金給付事業	379,701,000	50,000		50,000			
		低所得世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業	145,627,000	53,927,000		53,927,000			
	児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定業務	2,897,000	2,897,000				2,897,000	
		公立保育園運営費	18,821,000	18,821,000				18,821,000	
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルス対策事業	11,450,000	11,400,000		11,400,000			
	清掃費	清掃工場維持管理費	2,706,000	2,684,000				2,684,000	
		トラックスケールデータ処理装置更新事業	3,512,000	3,512,000				3,512,000	
農林水産業費	農業費	農地耕作条件改善事業	11,600,000	7,800,000		6,435,000	429,000	936,000	
	林業費	林道等維持管理費	9,100,000	9,100,000				9,100,000	
	水産業費	県営漁港ストックマネジメント事業費負担金	8,142,000	5,806,900	6,900		5,800,000		
		県営漁港海岸堤防等老朽化対策事業費負担金	3,714,000	3,229,750				3,229,750	
		県営外海地区水産環境整備事業費負担金	978,000	978,000				978,000	
		県営仙崎漁港漁業資源増進モデル整備事業費負担金	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
		県営仙崎湾漁業増進モデル事業費負担金	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
		漁港施設整備事業	107,100,000	107,100,000		48,500,000	58,600,000		
商工費	商工費	三隅地区工場用地整備事業	73,865,000	69,958,895				69,958,895	
		若者起業家支援事業	25,008,000	17,428,557	15,928,557			1,500,000	
		ぶちとくながと生活優待券第二弾発行事業	92,737,000	3,819,786		2,974,307		845,479	
	観光費	長門湯本温泉観光まちづくり整備事業	19,463,000	19,463,000				19,463,000	
土木費	道路橋梁費	市道津黄線落石防止事業	47,500,000	47,500,000	32,317	25,418,000	22,000,000	49,683	
		橋梁等改修事業	171,000,000	154,004,000	126,218	90,532,000	62,700,000	645,782	
		市道改良事業（純単独）	3,300,000	3,300,000				3,300,000	
	河川費	河川整備事業	2,752,000	2,752,000				2,752,000	
	都市計画費	地籍調査事業	53,228,000	53,228,000		35,250,000		17,978,000	
消防費	消防費	消防庁舎建設事業	25,000,000	17,300,000	85,000		16,300,000	915,000	
教育費	小学校費	学校施設改修事業	59,103,000	59,103,000		13,274,000	19,900,000	25,929,000	
	中学校費	学校施設改修事業	67,419,000	67,419,000		10,729,000	17,600,000	39,090,000	
	社会教育費	仙崎公民館整備事業	550,733,000	281,867,200	117,500		278,300,000	3,449,700	
		中央公民館施設整備工事	8,778,000	8,778,000				8,778,000	
		ラポールゆや施設整備工事	5,309,000	5,309,000				5,309,000	
	保健体育費	長門農業者トレーニングセンタートイレ改修工事	3,025,000	3,025,000				3,025,000	
油谷勤労者体育センター・総合グラウンド給水管改修工事		5,016,000	5,016,000				5,016,000		
災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	2,500,000	2,500,000		1,407,500	798,500	294,000	
		現年林業用施設災害復旧事業	9,000,000	9,000,000				9,000,000	
	公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	201,000,000	140,300,000	2,500	73,434,000	36,600,000	30,263,500	
計			2,324,800,000	1,298,559,088	16,378,992	384,958,807	600,600,000	2,376,017	294,245,272

報告第 2 号

令和 5 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和 5 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度長門市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰 越 額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的 支出	建設 改良費	上水道事業										
		深川川河口堰改修工 事	79,590,000	0	79,590,000	0	0	75,700,000	3,890,000	0	0	機器・部品の調達に不測の日 数を要し、工事着手が遅れた ため
		深川川河口堰改修工 事に伴う工事用道路 設置撤去工事	29,670,000	0	29,670,000	0	0	29,600,000	70,000	0	0	関連工事の深川川河口堰改 修工事との工程調整により、 本工事の着手が遅れたため
		長行第1水源さく井 工事	10,509,400	4,000,000	6,509,400	0	0	0	6,509,400	0	0	機器・部品の調達に不測の日 数を要し、年度内の完了が困 難となったため

報告第3号

令和5年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和5年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度長門市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道建設事業										
		田屋2号汚水準幹線 管渠施設改築更新工 事(椽塚線)	28,300,000	10,900,000	17,400,000	8,700,000	0	8,300,000	400,000	0	0	本工事の一部区間において、市発注の工事が施工中であり、作業工程や通行規制を含む地元調整に不測の日数を要したため
		東深川2号汚水準幹線 管渠施設改築更新工 事(前角線)	20,000,000	0	20,000,000	8,000,000	0	11,400,000	600,000	0	0	他の補助対象工事との事業費調整及び、作業工程や通行規制を含む地元調整に不測の日数を要したため
		湯本地区汚水管改築 更新工事(八千代橋伏 越管)	13,000,000	0	13,000,000	0	0	6,600,000	6,400,000	0	0	技術者の不足による入札不調により工事着手が遅れ、年度内の完成が困難となったため
		東深川浄化センター 自家発電設備実設計 業務	10,370,000	3,370,000	7,000,000	3,500,000	0	3,300,000	200,000	0	0	技術者の不足による入札不調により業務着手が遅れ、年度内の完了が困難となったため
		農業集落排水建設事業										
		維持管理適正化計画 策定業務	49,801,000	28,301,000	21,500,000	21,000,000	0	0	500,000	0	0	国の補正による事業費追加により、追加分の業務着手が遅れ、年度内の完了が困難となったため
事業計画策定業務	37,000,000	0	37,000,000	18,000,000	0	0	19,000,000	0	0	国の補正による事業採択により、発注時期が遅れたため		

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的 支出	建設 改良費	漁業集落排水事業										
		通浄化センター No. 1, 2 揚水ポンプ修 繕工事	712,800	0	712,800	0	0	0	712,800	0	0	機械設備の故障に伴う緊急 更新工事であり、機器の調達 に不測の日数を要したため

報告第4号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和5年度決算及び令和6年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和6年6月7日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 5 号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和 5 年度決算及び令和 6 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

長門市長 江 原 達 也